

特定非営利活動法人 八王子ワークセンター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人八王子ワークセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都八王子市千人町二丁目7番5号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を東京都八王子市犬目町6番地奥富ビル2Fに置く。

(目的)

第3条 この法人は、八王子という地域に密着した活動を行うことによって、障害者の希求する就労の場等を創出し、等しく就労の機会を提供すると共に、これに伴う必要な事項を支援し、障害者の社会参加を通じて社会的自立と生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表1号に掲げる「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」に係る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 販路開拓・製品開発等による障害者団体の支援事業
- (2) 八王子市障害者就労・生活支援センター事業及び障害者就業・生活支援センター事業
- (3) 環境・リサイクル分野における障害者雇用事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (8) その他、目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって法に定める社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を支援する個人及び法人又は団体

(入会)

第7条 正会員として入会する者は、この法人の定める入会申込書に所定事項を記入し、申し込むものとする。

2 賛助会員として入会する者は、第2項に示す入会申込書により所定事項を記入し、申し込むものとする。

3 この法人の代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を承諾し、

この旨を本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、この法人が定める退会届を提出して、任意に随時退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡又は失踪宣言を受けた時
- (4) 会員である法人又は団体が解散、破産又は消滅したとき
- (5) 会費を1年以上納入せず、催告に応じないとき

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第12条 会員がすでに納入した会費は返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に、役員として理事及び監事を置く。

- 2 役員の数数は次のとおりとする。
 - (1) 理事 10名以上 15名以内
 - (2) 監事 2名以上 3名以内
- 3 理事のうち、1名を代表、2名を副代表とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員（法人又は団体等の場合は、その代表者又は、代表者が指名した者とする。以下に同じ）のうちから選任する。特に必要があると認められる場合は、理事にあっては2名、監事にあっては1名を限度として、正会員以外の者の選任を妨げない。

- 2 代表及び副代表は、理事会の互選とする。

(職務)

第15条 理事のうち代表は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し代表に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務

を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会、理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第13条第2項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとき
- 2 前項の規定により役員を解任するときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えるものとする。

(報酬等)

第19条 役員は、総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会議

(会議の種別)

第20条 この法人の会議は、総会、理事会の2種とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び合併
- (6) 会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 定期総会は、毎年1回開催する。臨時総会は理事会又は正会員の3分の1以上から書面により請求があったとき、開催する。

(総会の招集)

第24条 総会は、第15条第5項第4号の場合を除き、代表が招集する。

- 2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(定足数と議長)

第25条 総会は、正会員総数の過半数の出席により成立し、その総会に出席した正会員の中から議長を選出する。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第24条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において正会員全員が書面又は電磁的方法、ファックスにより同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法、ファックスをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条及び第28条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法、FAXによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次にあがる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は総会の議決を経て代表が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を

経なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第42条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(会計処理の基準)

- 第43条 この法人の会計は、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (1) 正会員の欠亡
 - (2) 破産手続開始の決定
 - (3) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

- 第46条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第47条 この法人が、解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

第7章 雑則

(公告の方法)

- 第48条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。
- ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

(事務局)

第 49 条 この法人に、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(細則)

第 50 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとし、任期は平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会で定める。
- 5 この法人の設立当初の会費は設立総会で定める。

別 表 設立当初の役員

役 職 名	氏 名
代 表	若 本 清
副 代 表	大 島 千 春
副 代 表	富 岡 浩 明
事 務 局 長	立 川 定 克
会 計	太 田 千 江 子
運 営 委 員	上 田 テ イ
運 営 委 員	長 田 英 理
運 営 委 員	貝 瀬 明 美
運 営 委 員	柿 下 良 充
運 営 委 員	小 林 文 雄
運 営 委 員	小 林 良 三
運 営 委 員	鳥 家 多 喜 子
運 営 委 員	鳥 瀉 順 子
監 事	清 原 啓 憲
監 事	吉 田 祐 司